



「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録制度実施要項

広島県教育委員会

1 目的

企業への就職を目指す生徒の働く力の育成及び就労促進を図るため、企業との連携・協力による職業教育の充実に資する制度を構築する。

2 定義

この要項における用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 企業とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう（国又は地方公共団体を除く。）。
- (2) 職場見学とは、生徒・教職員を対象として職場の見学及び業務内容等の説明を行うことをいう。
- (3) 就業体験とは、主に高等部第1学年及び第2学年を対象とし、進路学習の一環で行う就労の疑似体験のことをいう。
- (4) 職場実習とは、産業現場での実習ともいい、企業における就職を目指した実習又は雇用を前提とした実習のことをいう。
- (5) 作業学習とは、作業活動を学習の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものをいう。
- (6) 技能検定とは、広島県教育委員会が実施する高等部生徒を対象とした5分野（清掃，接客，パソコン，流通・物流，食品加工）の検定のことをいう。

3 サポート内容

この要項に定める登録制度は「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」とし、サポート内容は次のいずれかのうち企業において対応可能なものとする。

- (1) 職場見学への協力
- (2) 就業体験への協力
- (3) 職場実習への協力
- (4) 学校の授業・校内の作業学習への助言・指導
- (5) 技能検定への協力（審査員，認定資格指導員，視察等）
- (6) 特別支援学校との連携（企業参観日等行事への参加）
- (7) その他，特別支援学校生徒の就労促進に関すること

4 参加申込

本制度の趣旨に賛同して「3 サポート内容」に示すサポートを行おうとする企業は、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」参加申込書（様式第1号）を，サポートしようとする広島県内の特別支援学校又は広島県教育委員会特別支援教育課に提出する。

5 登録

- (1) 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」参加申込書（様式第1号）を受理した特別支援学校長は、サポート内容を確認の上、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出する。
- (2) 教育長は、協力内容が「3 サポート内容」のいずれかの事項に該当すると認められた場合、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」として登録する。
- (3) 教育長は、登録企業に登録証（様式第2号）を交付するとともに、登録した企業名やサポート内容等について周知する。

6 表彰

- (1) 教育長は、登録企業のうち表彰項目の各基準について一定期間継続して取り組んだ者を『「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業』として表彰し、表彰した企業やそのサポート内容等についてホームページに掲載する。
- (2) 表彰項目の各基準等の表彰に関する事項については、別に定める。

7 変更の届出

登録企業は、次の事項に変更があった場合は、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」変更届出書（様式第3号）により、速やかに教育長に届けなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) サポート内容

8 登録の辞退

登録企業が登録継続の意思を失ったときは、交付した「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録証を速やかに教育長に返還しなければならない。

9 登録の取消し

教育長は、登録企業が「3 サポート内容」の各項に該当しないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他、登録企業として適当でないと認めるときは登録を取り消すことができる。

10 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成26年11月21日から施行する。